

令和 4 年度第 1 回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時 令和 4 年 6 月 6 日（月）午前 9 時 50 分～
場所 市役所東庁舎 5 階 大会議室

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例 **【資料 1】** (P1)

2 今年度の主な取り組み **【資料 2】** (P5)

< 参考資料 >

- ・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について (P9)
- ・障害者理解に関する講師派遣事業（別添チラシ）

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例（令和 3 年度 10 月～3 月）

（1）趣旨

令和 3 年度下半期に、各局室区から報告があった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

（2）集計件数

件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件

【相談区分】

- 1 職員の対応（報告事例なし）
- 2 事務事業の実施方法等（報告事例なし）
- 3 施設のバリアフリー関係（報告事例なし）
- 4 その他の相談等（事例 1）

（参考）相談件数の推移

年度	件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
		差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
R3	5 件	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件	2 件
R2	4 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	3 件
R 元	9 件	1 件	2 件	0 件	0 件	0 件	1 件	5 件

(3) 相談事例の概要

○その他の相談等

事例 1	盲導犬同伴者への対応について
相談者	障害当事者（視覚障害）
相談内容	盲導犬を連れて夫と来園した。盲導犬にはハーネスをつけており、背中のバックには盲導犬と記載してあったが、入園する際、スタッフ（※）にいきなり犬種を聞かれ、盲導犬に対する理解がないのがわかった。盲導犬は法律で守られており、盲導犬に無理解なスタッフを雇用していることはおかしい。入口でスタッフに呼び止められていると、犬を連れて入ろうとして止められていると周囲の人に思われる。名古屋市が管理している場所でこのようなことはしないしてほしい。名古屋市職員全員、その他スタッフ全てに盲導犬を理解するように周知徹底してほしい。（緑政土木局） ※本文中におけるスタッフとは受託業者の職員を指す。
対応	現地において不快な思いをさせたことについては謝罪した。後日、あらためて盲導犬について話す場を設定してほしいとの要望があり、希望日に面談した。面談時の冒頭で前回の来園時に不快な思いをさせたことについては改めて謝罪した。この時に、盲導犬についてスタッフへの教育を徹底してほしいとの要望があり、園内及び事業者に対し盲導犬に関する理解の周知をあらためて行った。 なお、本件において、スタッフは盲導犬であることを認識していたが、不測の事態に備えた園内での情報共有のために、犬種は有益な情報だと思い、質問をしてしまった。そのことが結果的に来園者に不快な思いをさせてしまったので、今後は不要な質問はしないよう指導した。
ポイント	身体障害者補助犬法では、盲導犬等の補助犬であることは外から見てわかることにつけることとなっている（厚生労働省のホームページの「身体障害者補助犬の概要・利用方法」参照）ため、その表示により盲導犬等の補助犬であることを確認する。 表示により盲導犬であることが確認出来たら、不要な質問はしない。 なお、身体障害者補助犬法により、以下の場所において身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の同伴の受け入れが義務づけられている。 ・国や地方公共団体などが管理する公共施設 ・公共交通機関…電車、バス、タクシーなど ・不特定かつ多数の人が利用する民間施設…商業施設、飲食店、病院、ホテルなど ・事務所(職場)…国や地方公共団体などの事務所、従業員 45.5 人以上の民間企業

※厚生労働省のホームページの「身体障害者補助犬の概要・利用方法」は 3 ページ参照

身体障害者補助犬の概要・利用方法

身体障害者補助犬の概要・利用方法

1 身体障害者補助犬とは

身体障害者補助犬(以下、「補助犬」という。)とは、盲導犬・介助犬・聴導犬の三種の犬のことをいいます。それぞれの仕事内容は異なりますが、「身体障害者の自立と社会参加を促進する」という目的は同じです。

【盲導犬】

視覚障害者の安全で快適な歩行をサポートします。道路交通法第14条に定める犬であって、政令で定めるハーネス(胴輪)をつけています。使用者に「障害物・曲がり角・段差」を教えてください。

【介助犬】

肢体不自由者の日常の生活動作をサポートしてくれます。落としたものを拾って渡す、手の届かないものを持ってくる、ドアの開閉、冷蔵庫や引き出しの開閉、スイッチ操作などのほか、歩行介助、起立や移乗(トランスファー)の補助などを行います。外から見てもわかるように「介助犬」と書いた表示を付けています。

【聴導犬】

聴覚障害者に音を聞き分けて教え、音源へ誘導します。玄関のチャイム音・ファックス受信音・キッチンタイマー・赤ちゃんの泣き声・車のクラクションや自転車のベル・非常ベルなどを教えてください。また、「聴導犬」の表示をつけていることで、周囲の人が聴覚障害者であることに気がつくという効果もあります。

2 補助犬の表示

補助犬には表示の義務があります。(下図参照)

様式第一号 (第四条関係)



備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。
この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をするにより容易に破損しないものとする。
「〇〇犬」には、盲導犬、介助犬又は聴導犬の別を記載する。
盲導犬における「指定法人」とは、道路交通法施行令第八号第二項に指定する国家公安委員会が指定した法人をいう。

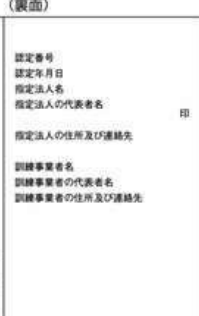
様式第三号 (第九条関係)

(表面)



備考 この身体障害者補助犬認定証の大きさは、縦百二十ミリメートル、横百六十ミリメートルとする。写真の大きさは、縦三十ミリメートル、横二十五ミリメートルとする。
この用紙は厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りすること。
「〇〇犬」には、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

(裏面)



身体障害者補助犬法(以下、「補助犬法」という。)に定められた通り、認定番号・認定年月日・犬種・認定をした団体名・連絡先などが明記してある表示を、外から見てもわかるようにつけています。

また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、厚生労働省令で定める書類(身体障害者補助犬健康管理手帳と、盲導犬使用者証又は身体障害者補助犬認定証)を所持し、関係者の請求がある時は、これを提示しなくてはなりません。

3 補助犬の利用方法

(1) 各都道府県が実施する「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業」(※)に基づき、申請を都道府県知事に行い、都道府県による費用助成の決定後、給付を受けることになります。

(2) 手続きの詳細など、詳しくはお住まいの都道府県の障害福祉担当窓口までお尋ねください。

2 今年度の主な取り組み

(1) 障害者差別解消法の改正を踏まえた対応

障害者差別解消法の改正や同法に基づく国の基本方針の改正を踏まえ、下記に関しての改正に向けた検討を行う。なお、障害者差別解消法の改正法は令和 3 年 6 月に公布済み（施行は公布後 3 年以内の予定）であるが、同法に基づく国の基本方針は令和 4 年度中の改正に向けて検討中である。

- ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例

障害者差別解消の推進に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害を理由とする差別の解消に向けてさらに取り組むために制定している本市の条例

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領

障害者差別解消法に基づき、市職員が、法の趣旨を理解し、障害のある方に対して、適切に対応するための基本的事項をまとめた、サービス規律の一環にあたる規定

(2) 障害者理解に関する講師派遣事業【令和 4 年 1 月より事業開始】

ア 趣旨

市民や事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する。

※詳細は別添チラシを参照

イ 対象

市民または市内の事業所（※）の 5 名以上（原則）の集まり

※民間事業者以外にも、学校、官公署（区役所、各公所等）も対象

ウ 内容

研修コーディネーターを配置し、申込者の要望等を踏まえて、障害のある人を含む講師と調整し、研修講師を派遣する。

（テーマの例）

- ・身近なところから学ぶ障害の基礎知識
- ・「こんなときどうする」障害者との接し方
- ・ボッチャや車いすバスケットでの交流・体験
- ・障害者擬似体験
- ・働く障害者からの話 等

エ 講師料

無料 ※会場は申込者にて用意

(3) 職員等向け研修

ア 障害者差別解消の推進に係る課長級職員研修（eラーニングで開催中）

対象者	内容
新任課長級職員 (令和3年度未受講者も含む)	・ 障害者差別解消の推進と市職員に期待すること ・ 相談事案からみえる対応のポイント ・ 名古屋市職員対応要領の説明

イ 障害者差別に関する指定管理事業者向け研修会

対象者	内容
・ 指定管理事業者職員 ・ 指定管理者等へ事業を委託している本市職員	・ 障害特性の理解 ・ 必要な合理的配慮 など

※開催方法は集合方式またはeラーニング等で検討中

ウ 障害者差別に関する窓口職員等向け研修会

対象者	内容
本市職員	・ 障害特性の理解と窓口での配慮 ・ 障害当事者からの話を通じた障害特性や困っていることや、それを踏まえた望ましい配慮

※開催方法は集合方式またはeラーニング等で検討中

(4) その他

障害の特性や、その障害のある人が困っていること、具体的なサポートの方法を知り、障害や障害のある人への理解を深めるためのアニメーション動画で、身体障害、知的障害、精神障害などの障害種別ごとに作成した8本の動画「フミダスドーガ」（令和4年1月に公開）により、市民向けの啓発や各種研修での活用を進めていく。

※「フミダスドーガ」をはじめとした障害について「知る」・「理解する」ための各種動画を市のウェブサイトでも紹介しています。各所属や関係施設での研修でもご活用ください。（障害企画課では動画を格納したDVDの貸し出しもしています。）

本市ウェブサイトの 暮らしの情報＞障害者＞障害者差別解消法

＞障害について「知る」・「理解する」動画やガイドブックなど よりアクセスできます。

[トップページ](#) ▶ [暮らしの情報](#) ▶ [障害者](#) ▶ [障害者差別解消法](#) ▶

（現在の位置） [障害について「知る」・「理解する」動画やガイドブックなど](#) ▶

障害について「知る」・「理解する」動画やガイドブックなど

ソーシャルメディアへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

[このページを印刷する](#)

最終更新日：2022年3月22日

障害について「知る」・「理解する」ための各種動画

こんなときどうする？ 一歩踏み出す勇気をあなたに フミダスドーガ

障害の特性や、その障害のある人が困っていること、具体的なサポートの方法を知り、障害や障害のある人への理解を深めるためのアニメーション動画で、身体障害、知的障害、精神障害などの障害種別ごとの8本の動画です。

- ・ [【動画】「肢体不自由」篇\(外部リンク\)](#)
- ・ [【動画】「視覚障害」篇\(外部リンク\)](#)
- ・ [【動画】「聴覚障害」篇\(外部リンク\)](#)
- ・ [【動画】「重症心身障害」篇\(外部リンク\)](#)
- ・ [【動画】「知的障害」篇\(外部リンク\)](#)
- ・ [【動画】「発達障害」篇\(外部リンク\)](#)
- ・ [【動画】「精神障害」篇\(外部リンク\)](#)
- ・ [【動画】「内部障害や難病」篇\(外部リンク\)](#)

「発見！心のバリアフリーの種」篇

MCキャラクター「フリア」がナビゲート。「条例」や「障害のこと」を専門家にきいたり、まちを巡って様々な発見をしています。

- ・ [【動画】「発見！心のバリアフリーの種」篇\(外部リンク\)](#)

「せやろがいおじさん」篇

YouTube（ユーチューブ）でも話題沸騰中の「せやろがいおじさん」が障害者差別解消や意識（こころ）のバリアフリーを独自の口調で語ります。

- ・ [【動画】「せやろがいおじさん」篇\(外部リンク\)](#)

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について

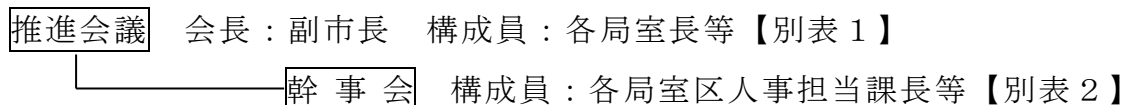
(1) 趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的とする。

(2) 所掌事項

- ア 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- イ 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- ウ その他障害者差別解消の推進に関すること

(3) 組織体制



【参考：令和３年度活動実績】

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

令和３年８月２３日（月）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例 ・今年度の主な取り組み ・障害者差別解消にかかる研修動画や資料の活用 等
令和４年１月１１日（火）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例 ・各職場における合理的配慮等の事例 等

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会

令和３年６月（書面開催）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例 ・今年度の主な取り組み ・障害者差別解消にかかる研修動画や資料の活用 等
令和３年１１月１７日（水）	・市職員等による障害者差別に関する相談事例 ・各職場における合理的配慮等の事例 等

別表1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
スポーツ市民局長
経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
消防長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表2

会計室出納課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長
スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）
経済局総務課長
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局監査第一課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局教務部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長

こころ
知ろう意識の
バリアフリー

障害者理解のための

講師料
無料

セミナー講師 派遣



名古屋市では、「障害があってもなくても、お互いを尊重し、
思いやりながら、安心して暮らせるまちづくり」のため、
「障害者を理解するセミナー講師」を派遣しています。

講師には福祉職など、障害者福祉に詳しい者から、
障害当事者や家族に障害者がいる者もあり、
当事者ならではの“ぐっと伝わる”お話を聞くことができます。

まずは「知る・交流する」ことから始め
こころ
「意識のバリアフリー」をいっしょに育んでみませんか？



学校や企業・団体など、市民または市内の事業所の5名以上(原則)の集まりに講師を派遣します。

体験・ロールプレイングなども取り入れたオーダーメイドの研修を企画します。

講師料は無料です。※会場はご用意ください

こころ
どなたにも分かりやすく、意識のバリアフリーを伝えます！

例えば

児童・学生の総合学習等の授業に！
企業・店舗の社員研修に！
市民・地域団体の勉強会に！

まずはお気軽にお問合せください
お問合せ・詳細は裏面に

障害者理解のための セミナー講師派遣

障害のある人もない人も、地域で共に安心して暮らしていくために、社会のバリアをなくすことを学びます。

障害のある人を
サポートしたいな。
何か学べるの？

- ・身近なところから学ぶ障害の基礎知識
- ・「こんなときどうする」障害者との接し方
- ・ボッチャや車いすバスケットでの交流・体験
- ・障害者疑似体験
- ・働く障害者の話を聞こう など

障害や障害者のこと
学びたいけど
いつ呼べばいい？

- ・学校の授業
- ・企業や店舗の研修
- ・サークルや子ども会の勉強会
- ・福祉系イベントの講演 など

児童・学生向け 45分～90分 学齢に応じて設定いたします

障害者との交流や、体験を通して障害を知るプランがお勧めです。

PLAN 1 障害者の疑似体験をしてみよう

障害の特性を疑似体験できます。
障害のある感覚や状態を疑似体験することで障害を知り、障害者への思いやる気持ちを育てます。

PLAN 2 車いすバスケットを体験してみよう

車いすバスケットの選手が学校に訪問し、
障害や車いすバスケットの説明、車いすの試乗体験、車いすバスケットの競技体験を行います。
障害のある人と直接交流する・話を聞くことを通して、障害者への理解を深めます。

企業・市民向け 60分～90分 ご相談に応じて設定いたします

講義に加え、体験や実践を取り入れたワークショップ型プランがお勧めです。

PLAN 3 障害特性を知り、障害者への接し方を知る

障害特性の説明、障害者の疑似体験、障害者への接し方の実践を行います。
障害の知識が全くない方でも、基礎知識を身に付け、
障害者の方が困っている時などに手助けできるようになるまでを目指します。
(研修で扱う障害種別は、ご依頼に応じてアレンジいたします)

詳しくはHPか
パンフレットで

名古屋市障害者理解に関する講師派遣事業事務局 〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目7番26号 たから神宮ビル6F

TEL 052-678-3001 FAX 052-678-2888

担当:村上・竹内

受付:月～金9:00～17:00

祝日及び12/29～1/3は休業

政治、宗教、営利を目的として実施する場合(例えば、政治、宗教、営利を目的とした催しと一体的に開催する集会等)は
お断りします。なお、日程調整の結果、希望日に派遣できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Email webinfo@shougairikai-nagoya.jp URL <https://shougairikai-nagoya.jp>

